

この改正要望は、福井県法人会連合会が県下の各法人会から提出された要望事項をとりまとめ、全法連へ提出したものです。

令和元年6月

令和2年度 税制改正要望事項

公益社団法人 福井県法人会連合会

1 はじめに

市場経済の国際化・情報化や企業活動の多様化が進展するなか、個人や企業の潜在能力を最大限に引き出し経済社会に活力を与えるためには、税制が経済社会の構造変化や取引形態の変化に対応していかなければならない。そうでなければ新たな歪みや不公平を生じさせることになる。

特に税制改正については、財政状況についての周知を前提とし、その目的や内容について国民の理解が得られるものである必要がある。

したがって、未だに経済社会の構造変化に対応しきれず不公平感が拭いきれない税制上の措置を見直し、超過負担を最小限に留められるよう継続的な見直しを行う必要がある。

2 歳入・歳出、税制・財政

(1) 社会保障制度のあり方

イ 医療、介護、年金、雇用、子育て等のあり方を見直し、社会情勢の変化に対応した制度の実現と、みんなで支え合う取り組みが必要である。

ロ 社会保障の充実・安定化及び効率化、財政健全化の安定財源確保のためには、歳出面での厳格化が喫緊の課題である。

ハ 少子高齢化や人口減少傾向のなか、持続的な社会保障制度の確立のための財政健全化は、増収と同時に支出の抑制が必要であり、公平な税負担の実現と、行政改革により更なる無駄の削減を一層進める必要がある。

(2) 行財政改革の徹底

イ 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。

ロ 国・地方公務員定数を削減し、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

ハ 公益法人、独立行政法人に対する補助金は、真に必要なものだけに限定すること。

- ニ 国と地方の二重行政を極力排除し、経費の効率使用に努めること。
- ホ 民間でできるものは極力民間にまかせ、積極的な民間活力導入を行って、国・地方自治体のスリム化を図ること。
- ヘ 課税標準を同じくする法人税、所得税、事業税、都道府県民税、市区町村税の申告・納税を一本化し、徴税コストの削減と納税者の利便性の向上を図ること。
- ト 議会制を継続することが困難な町村は、令和の大合併等を国が主導して実施すべきである。
- チ 所得再配分の観点から所得税、法人税の見直しが必要。給与が上昇しても可処分所得が増えないのでは内需拡大につながらず、デフレ脱却にはならない。
- リ 企業の事務負担の軽減のため税制をシンプル化すべきである。

3 経済

(1) 中小企業対策

- イ 起業の促進、雇用の拡大、後継者の確保等活性化のための税の優遇は必要であるので抜本的な施策を講ずること。
- ロ 必要な公共事業（インフラの整備等）は凍結せず行うこと。
- ハ 就業人口の減少やすぐれた技能・技術承継のため、熟練者の雇用の確保を図る施策を講ずること。
- ニ AI 社会到来が見込まれる中、それに対応する企業の人材育成に係る税制優遇策を創設すること。

4 国と地方

(1) 地域間格差・地方創生

- イ 都会と地方の所得格差は著しいものがあり、地場産業を振興させる税の優遇措置を図ること。
- ロ 「ふるさと納税」制度のさらなる制度拡充を図ること。
- ハ 若者の地方離れが進む中、都会で就職した者の納税額の三分の一程度を故郷納税とする制度の創設を図ること。
- ニ 東京一極集中の是正。
- ホ 交通体系の更なる整備は、企業のコスト削減となり地方活性化につながる。

5 国税・地方税

(1) 法人税

- イ 国際競争力強化のため、また企業の海外転出防止のために法人税の実効税率（特に地方法人二税（法人住民税・法人事業税））のさらなる引き下げを求める。
- ロ 法人税実効税率の引き下げに見合う財源確保については、税制の公平性と透明性の観点から、租税特別措置法を見直すべきである。しかしながら課税ベース拡大にあたる当該見直しは慎重にすること。
- ハ 中小企業の軽減税率適用所得金額を引き上げること。
- ニ 退職給与引当金は将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入れについて損金算入を認めること。
- ホ 同族会社の留保金課税制度（中小企業の課税は撤廃された）そのものは未だ存続しているが、個人所得税とのバランスからその意義は既に失われており、廃止すること。
- ヘ 電話加入権を減価償却資産に変更し、損金算入を認めること。
- ト 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直しを図ること。
- チ 中小法人課税における法人基準の更なる見直しを図ること。
- リ 試験研究費の税額控除制度において、その研究成果が収益として実現した後の一定期間にて同制度の活用可能となる制度の創設を望む。
- ヌ 中小企業の持っているモノづくりの良さ（技術）を活性化させる税制制度の創設を望む。

(2) 個人所得税

- イ 生命保険料控除のうち個人年金保険料と介護年金保険料は全額控除対象とすること。
- ロ 少子化対策として、子供が多くなれば世帯の税負担が軽減されるような税額控除制度等を創設すること。
- ハ 所得控除全般が複雑なため整理・合理化を図り簡潔にすること。
- ニ 奨学金控除制度の創設。
- ホ 少子高齢化・人口減少の中で、今後も持続可能な社会を実現していくためには、一方で働き方改革、もう一方で働き盛りや子育て世代、若い世代の税負担を軽減するといった対策や、各種控除等の見直しをより一層進めること。

(3) 資産課税

- イ 若い世代への資産移動を促すために贈与税の基礎控除を引き上げること。
- ロ 非上場株式（取引相場のない株式）の評価については、実情に即した評価方法・評価額とすること。また、当該株式に係る納税猶予制度については、更なる円滑な事業承継を行うためにその制限を緩和すべきである。
- ハ 事業承継において、事業用資産、株式等は他の一般資産と切り離し、事業用資産、株式等への課税を軽減する税制を創設すること。
- ニ 伝統産業の保全のためにも、事業承継税制に優遇を設けること。

(4) 消費税

- イ 引き上げはデフレ脱却には必要不可欠であるが、軽減税率の導入に当たっては、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コスト及び税込確保等の観点から、導入時期を的確に見極めること。将来的に、税率が上昇（20%以上等）した時が望ましい。
- ロ 他の税目で課税されているものには消費税を二重に課税しないこと（タックスオンタックス）。
- ハ 法人税の期限延長を申請した法人は、消費税も延長できる特例を設けること。
- ニ 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。
- ホ 消費税の滞納防止の観点から、延納制度を創設すること。
- ヘ 軽減税率制度は、仕組みの複雑さ、理解・判断力のしにくさなどから、業務担当者の効率が悪くなり、パフォーマンス・モチベーションが低下する。一方で政府は「働き方改革」を推進させるため有給取得の義務化や時間外労働の上限設定等行うが、実務と制度がミスマッチを起こしている。社会保障の一環で増税は百歩譲っても、労働人口減少や労働者不足の観点から、政府が施行する改革については現場をしっかりと見てから、もう少し仕組み自体を簡素化しないと世の中に浸透しない。働く人の少ない中小企業はこれでは働き方を改革できません。
- ト 海外輸出企業の輸出免税制度における消費税還付の制度見直し。
- チ 消費税の課税の仕組みを見直し、都市部と地方とで消費税率に格差をつける。税率の低い地方で物流が盛んになり、企業の進出も増え人口増加につながり活性化が見込める。

(5) 印紙税

イ 現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式・内容が変化し電子決済等でペーパーレス化している。文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので廃止すべきである。

(6) 地方税

イ エコカー減税（自動車取得税等）については、種々の要件を廃して完全実施とすること。

ロ 固定資産評価額（課税標準額）については、取引されている市場価格等の実勢評価額で評価すること。また、特に建物については、経年により減価するので実態に即した評価額とすること。

ハ 空家等対策の推進に関する特別措置法により、固定資産税の増加、さらには住宅解体費用の捻出等といった問題が懸念される。他に効果的措置がないか検討すべきである。

ニ 地方の人口減少は深刻な問題となっており、また、半ば放置された空き家や田畑・山林も大変多い。このような非居住者の所有資産の維持管理体制を確立し、その受任者または管理業者等に対する補助金制度を設けることで問題解決が図られる。

6 原発対策・震災復興

イ 原子力発電所立地地域では原発関連産業に依存している割合が高いので、再稼働できないときは税制面において何らかの支援措置を講ずること。

(イ) 地域企業の設備投資資産に係る固定資産税の軽減措置

(ロ) 原発関連技術力の流出防止（人材確保等）のため助成金制度の設置

(ハ) 事業運転資金に係る借入金の負債利子の撤廃

ロ 地域社会からの要請で再稼働する場合は、安全面において誰もが納得できる対策等を講じ周知徹底を図ること。

ハ 大規模災害からの復興対策において、農林業と比して商工業への対策が見劣りするので改善すること。

7 その他

(1) 租税教育

イ 小中高校生に対する正しい税についての教育は重要であり、租税

教育を行うことについて民間団体を大いに活用すべきである。

ロ 学校教育において、税に関する作文・ポスター作り・討論会等を取り入れて、租税の必要性を育むため義務化とすべきである。

ハ 地方の教育環境の充実を図るための優遇税制を設けること。

(2) 地方拠点強化税制

イ 適用期限の限定を廃止することで、さらなる地方創生の一助となる。